

保護者様

園児名

万野幼稚園
園長 吉田 智昭

学校感染症による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の疾病(○印)にかかっているか、またその疑いがあります。つきましては、学校保健法19条の規定により、出席停止をしてください。なお、病気がなおりましたら、下の登園許可証明書に医師に記入してもらい、幼稚園へご提出ください。

記

分類	○印	伝 染 病 名	出席停止の期間の基準
第1種		病名()	治癒するまで。
第2種		インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
第3種		コレラ	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		腸管出血性大腸菌感染症(O157)	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登園可能。
		ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登園可能(B型・C型出席停止不要)
		伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態が良ければ登園可能。
		マイコプラズマ肺炎	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登園可能。
		RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、
		ヘルパンギーナ	治癒期は全身状態が改善すれば登校可。
		感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症・ロタウイルス)	下痢・嘔吐状態が軽快し、全身状態が良ければ登園可能。
		アタマジラミ	出席可能(タオル・櫛・ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール・入浴は避ける)

(参考) 学校保健安全法19条、「校長(園長)は、感染症にかかっており、かかっている疑があり、又はかかるおそれのある 児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。
※病気が治りましたら、下の登園許可証明書を医師に書いていただき、幼稚園にご提出下さい。

登 園 許 可 証 明 書

園長様

組 氏名

(保護者記入)

治療期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は感染するおそれなくなりましたので、 月 日より登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

(印)